



富山市告示第 527 号

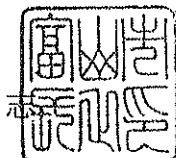
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり本市の字の名称及び区域を変更及び廃止するので、同条第 2 項の規定により、告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による大平地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 18 年 10 月 / 9 日

富山市長 森 雅



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「山本」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	西押川	茨山	8の17 780の1、783、 784の1、785の1、 786の1、787の1、 788から791まで、 792の1、792の3、 794の1、 795から797まで、 798の1、799の1、 800、801、802の1、 803から805まで、 809の1、 810から814まで、 815の1、816、 817の1、817の2、 818から825まで、 828から830まで

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域			
	大字名	字名	地番	
富山市	山本	大平	31の4	

上記の区域内にある国有地の全部を含む。